

当病院では、下記基準の算定を許可されております

中四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です

次の施設基準に適合している旨の届出を行っています

＊ 療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1） 病床数 50 床

看護 20 : 1 看護補助 20 : 1

看護職員

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たり受持ち数13人以下

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たり受持ち数25人以下

＊ 療養病棟療養環境加算 1

＊ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）

＊ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）

＊ 医療 DX 推進体制整備加算 ＊ 診療録管理体制加算 3

＊ データ提出加算

＊ 感染対策向上加算 3（連携強化加算・サーベイランス加算）

＊ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 注2 遠隔モニタリング加算

＊ ニコチン依存症管理料 ＊ がん治療連携指導料

＊ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

＊ 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

＊ 外来ベースアップ評価料 ＊入院ベースアップ評価料

入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養標準負担額 1食 510円（一般）

入院時生活療養標準負担額 1食 510円（一般）

保険外負担（療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱い）について、『「介護料」「衛生材料費」等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」又は「物」については患者から費用を徴収することは認められないこと。また「施設管理費」「雑費」等曖昧な名目での徴収は認められていないこと。』

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年11月1日より明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

医療法人 三和会 おおうち病院
令和 7年 6月 1日